解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月二十五日開催の社員総会の決議及び平成二十七年九月一日北海道知事の認可により平成二十七年九月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
北海道夕張市若菜八番地二五
医療法人社団健翔会
清算人　渡部　昌樹

解散公告（第一回）

当基金は平成二十七年九月十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
東京都中央区日本橋小伝馬町一六番五号
全国珍味厚生年金基金
代表清算人　小中　庸禎

解散公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
東京都中央区日本橋三丁目一三番一一号
全国マーガリン製造厚生年金基金
代表清算人　大塚　直

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年十月七日美濃加茂市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
岐阜県美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字餅ケ洞三五八六番一
美濃加茂市中蜂屋土地区画整理組合
代表清算人　三浦　正彦

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年九月八日福岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
福岡県福岡市中央区天神一丁目一二番一号
日之出福岡ビル　株式会社ラプロス内
藤崎住宅マンション建替組合
代表清算人　氷室　一寛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年九月三十日解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
福岡県久留米市国分町一一一三番地の二
医療法人麻植耳鼻咽喉科医院
清算人　麻植　晶子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年五月二十七日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、平成二十七年八月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
宮崎県小林市真方五六〇番地一九
医療法人健生会
清算人　勝間田　健

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
長野県長野市西和田一丁目三五番二号
長野県自動車整備厚生年金基金
代表清算人　古厩　芳朗

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月三日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
山形市大字古舘一〇九番地の二
古舘生産森林組合
清算人　平　英昭

解散公告（第三回）

当社団は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十七年八月二十六日付東京都知事の認可により解散いたしましたので、当社団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
東京都大田区池上六丁目二六番二二号
医療法人社団紫草会
清算人　茂野　卓

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年八月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月十四日
青森市新町二丁目七番地一七号山二ビル一号
破産管財人　弁護士　猪原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市東石田一八五九番地、最後の住所茨城県下妻市高道祖四二四五番地一五
○　被相続人　亡　石島　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十四日
事務所茨城県下妻市大園木二八三九―一大建ビル二階つくばね法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市上野町八〇五番地、最後の住所埼玉県秩父市上野町三四番四号
被相続人　亡　町田　一江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十四日
埼玉県秩父市道生町三番六号
相続財産管理人　新井兄三郎

配当公告

青森市長島二丁目一〇番二号
破産者　工藤　宏昭

右の者に対する青森地方裁判所平成二十六年(フ)第一一七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七六、六五一、七八五円

一、配当することのできる金額
金一〇、五二〇、八八五円

第８期決算公告　平成27年９月24日
埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目５番22号
株式会社県民共済住宅
代表取締役　深川　元秀

貸借対照表の要旨（平成27年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,862,740
	固定資産	1,516,703
	合計	8,379,443
負債及び純資産の部	流動負債	5,434,045
	固定負債	399,395
	株主資本	2,546,003
	資本金	490,000
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	1,656,003
	その他利益剰余金	1,656,003
	（うち当期純利益）	（239,674）
	合計	8,379,443